

## 数理物質科学研究群における論文博士の制度について

論文博士は、学校教育法第百四条第四項及び学位規則第四条第二項を根拠として、在学生でなくとも、博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者について、博士の学位を授与する制度です。

### <審査の要件>

審査を願い出ることができるのは、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 研究群博士後期課程に3年以上在籍し、所定の単位を修得し退学した者
- (2) 数理物質科学研究科博士後期課程又は3年制博士課程に3年以上在籍し、所定の単位を修得し退学した者
- (3) 博士課程数理物質科学研究科又はその前身である旧研究科(数学研究科、物理学研究科、化学研究科、及び工学研究科)に5年以上在籍し、所定の30単位以上を修得し退学した者
- (4) 大学(理学・工学関係の専攻)を卒業後、7年以上の研究歴を有する者
- (5) 数理物質科学研究群運営委員会(以下「運営委員会」という。)で、前4号のいずれかを満たす者と同等以上の学力と研究歴を有する者と認められた者

### <学位授与までの流れ>

予備審査(学位プログラム/サブプログラムに申請) → 予備審査合格 → 学位論文及び申請書類を提出 → 研究群・学術院で論文受理 → 論文審査&公聴会(学位プログラム/サブプログラムで実施) → 研究群・学術院で論文認定 → 認定月の月末付けで学位授与  
 ☆学位記の交付は9月及び3月の授与式で行われます。

### <申請書類>

- ・学位論文(仮製本) 1冊
- ・学位申請書(様式 数理1-2A) 1通  
 ⇒特例(次頁参照)により審査手数料が免除になる場合は「様式 数理1-2B」を使用すること
- ・論文概要 2通(1部はコピーで可)
- ・論文目録(様式 数理2) 2通(1部はコピーで可)
- ・履歴書(様式 数理3) 2通(1部はコピーで可)
- ・インターネット公表に関する申出書(様式 数理10-2) 2通(1部はコピーで可)
- ・論文の要約(インターネット公表に支障がある者のみ)<sup>※1</sup> 1通
- ・博士論文剽窃調査確認書(数理様式13-2)<sup>※2</sup> 1通
- ・学位論文審査手数料の領収書(所定の台紙に貼付) 1通  
 ⇒特例(次頁参照)により審査手数料が免除になる場合は提出不要
- ・論文全文PDF及び論文の要約PDF<sup>※3</sup>の入ったCD 1部

※1 論文の要約は、インターネットで論文全文を公表することに支障がある者が、全文の公表に代えて公表するものです。概要と同様で支障がない場合には、概要のタイトルを「博士論文の要約」としたものを提出することでもよい。

※2 剽窃調査はチェックツール「iThenticate」により行います。本学教員に相談して調査を行うこと。

iThenticate ログイン <http://www.ithenticate.com/>

※3 論文の要約PDFはインターネット公表に支障があると申請する者のみ提出

**<手数料>**

57,000円

※手数料の払込票と領収書の貼付台紙は数理物質エリア支援室大学院教務にてお渡します。

**<特例について>**

- 標準修了年限以上在学し、所定の修了要件単位を修得した者で、退学後3年未満のものについては、課程博士に準ずる論文審査基準が適用されます。また、学力の確認が免除されます。
- 標準修了年限以上在学し、所定の修了要件単位を修得した者で、退学後1年未満のものは審査手数料が免除されます。

**<その他注意>**

- ・審査の願出時に提出する論文は仮製本で差し支えありません。
- ・予備審査は、各学位プログラム/サブプログラムでの対応となります。

筑波大学  
数理物質エリア支援室大学院教務  
つくば市天王台1-1-1 1A棟3階  
電話:029-853-4030  
Email:jimu-pas@un.tsukuba.ac.jp